

## 随意契約結果一覧表

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額（円）	契約の相手方を選定した理由	摘要
平成29年度第二級海上特殊無線技士講習業務	平成29年9月28日	札幌市中央区北2条西2丁目26 公益財団法人日本無線協会北海道支部	①40名まで 637,200円 （うち消費税及び地方消費税相当額 47,200円） ②41名 650,160円 （うち消費税及び地方消費税相当額 48,160円） ③42名 663,120円 （うち消費税及び地方消費税相当額 49,120円） ④43名 675,000円 （うち消費税及び地方消費税相当額 50,000円） ⑤44名 687,960円 （うち消費税及び地方消費税相当額 50,960円） ⑥45名 700,920円 （うち消費税及び地方消費税相当額 51,920円） ⑦46名 713,880円 （うち消費税及び地方消費税相当額 52,880円） ⑧47名 726,840円 （うち消費税及び地方消費税相当額 53,840円） ⑨48名 738,720円 （うち消費税及び地方消費税相当額 54,720円） ⑩49名 751,680円 （うち消費税及び地方消費税相当額 55,680円） ⑪50名 764,640円 （うち消費税及び地方消費税相当額 56,640円）	(1) 第二級海上特殊無線技士の免許取得試験の実施機関として、電波法第46条第1項で定めている総務大臣が指定する「指定試験機関」であること。  (2) 講習と資格取得修了試験を合わせた「養成課程」が実施できる「指定試験機関」であること。  上記全ての条件を満たすのは、総務大臣が指定する「指定試験機関」である公益財団法人日本無線協会北海道支部のみである。  根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係1の（2）	単価契約